

2020年（令和2年）

啓発・知識の普及及び人権の尊重並びに  
再発・感染拡大防止の教育に関する大臣要求項目

2020年（令和2年）8月12日

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団

今、新型コロナウイルス感染症拡大の事態のなか、いかに感染拡大を防いでいくか、いかに感染者に対する偏見や差別をなくしていくかが課題となっている。感染を防ぐには、正しい知識・知見・情報に基づく適切な対応が必要である。偏見による差別をなくすには、正しい知識の普及が必要である。正しい知識もときとして恐怖心や忌避感による差別を生み出すが、このような感情による差別を防ぐには、感染者に対する思いやりや優しさが必要であり、そのためには相手の立場に立って考える力、想像力が必要になる。

私たち（原告である患者及び遺族）は、ウイルス感染の被害者であり、また、ウイルス感染者として偏見を持たれたり、差別を受けたりしてきた。二度と同様の苦しみが起きないように、私たちの体験を役立てていきたい。それはB型肝炎にとどまらず、新型コロナウイルス感染症を含めた全ての感染症と向き合う社会を築いていくために有用であると考えます。以下の各点は、ぜひ貴省とともに取り組んでいきたいと考えているものである。

## **第1 普通教育**

### **1 副読本の作成及びその活用**

ここ数年来の協議を経て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」が完成した。

貴省大臣との定期協議で度々確認されてきたとおり、副読本は、生徒が、B型肝炎やB型肝炎ウイルス、偏見差別について理解するとともに、被害者の声を通じて、B型肝炎ウイルス感染被害の歴史、その救済のための訴訟、国の取り組みなどを学び、学習指導要領に定められている人権の尊重、国民主権、人間の尊重、思いやりの心をもつこと、社会保障などの理解を深めるのに役立つものであり、ひいては二度と同様の被害を生じさせない社会を作っていくことにつながる教材である。先般検定が終了した令和3年度から使用予定の教科書には、複数社の中学社会・公民の教科書にB型肝炎訴訟が掲載されたが、このことにも示されているとおり、普通教育でB型肝炎被害を学ぶ意義は大きく、その学びを深める副読本の意味は大きい。このような副読本を貴省が作成され、普通教育で広く利用されていくことに、被害者として心より感謝し、活用されることに大きな期待を寄せている。

現在、学校が休校になる、学習時間が充分にとれない、友人にも会えないなど、ウイルスと人との共存、社会生活の在り方などは、子ども達にも直面した問題となっている。その子ども達が、予防原則をはじめ、命や健康を大切にすることを育んでいくことは重要なことである。副読本は、B型肝炎ウイルスを例に問題解決に向けた実践・取り組みを示しているものであり、子ども達が学ぶこ

とは非常に多いと考える。

そこで、副読本を用いた教育が普通教育において広く実施されるために、以下の点を求める。

- (1) 副読本「B型肝炎 いのちの教育」を製本し、全国の中学3年生全員に毎年配布されたい。
- (2) 教育は実施、継続されてこそ効果があるものであるから、副読本を用いた授業の推進など、継続的に取り組まれない。

## 2 「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題について

- (1) 貴省の法務省等への働きかけなどにより、令和元年版「人権教育・啓発白書」（平成30年度人権教育及び人権啓発施策）に「肝炎患者ウイルス感染者への偏見や差別の問題」がトピックスとして掲載されたことに続き、令和2年度における法務省の啓発活動強調事項の「(8) HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう」の中に「肝炎」が明記された。このことは前進と考えている。そこで、以下の点を求める。

ア 今後も継続して掲載されるよう、引き続き貴省から関係各所に働きかけたい。

イ 本年度事前質問の回答から、貴省は、啓発活動強調事項に掲載されたことを踏まえて「副読本」を基にした啓発に努めていくとのことであるので、ぜひ「副読本」を利用した啓発が、具体的に、広く、実施されるよう取り組まれない。

- (2) B型肝炎ウイルス感染被害は、45万人にも及ぶ全国各地の国民に生命、身体、健康、人生に甚大な被害を生じさせた重大な人権侵害事件であり、現在もなお患者及び家族・遺族において身体的、経済的、精神的な苦しみが続いている重大な人権課題である。その人権を尊重し、また人権啓発・教育を進めていくために、国は、B型肝炎被害を人権課題として取り上げるべきである。

また、国が率先して、過去に起きたウイルス感染拡大の歴史とそこから学ぶべき教訓を示し、また、ウイルス感染者に対する積極的な取り組みや必要な配慮を示すことは、広く国民に安心感を与えるものであり、それは、これから社会が一丸となって感染防止や偏見差別の根絶を目指した取り組みをしていく上でも重要なことであると考えている。

そこで、人権課題に「国家による人権侵害の被害者」の項目を設けてその一例としてB型肝炎ウイルス感染被害者を取り上げる、あるいは、「HIV感染者・ハンセン病患者等」の項に肝炎ウイルス感染者も明記しその説明中に集団予防接種等におけるB型肝炎ウイルスの感染拡大の歴史を明記するな

ど、B型肝炎ウイルス感染被害者が「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題として取り上げられるよう、貴省が中心となり、法務省、内閣府、文部科学省等とも連携しつつ取り組まれない。

### **3 「青少年のための初めて学ぶ肝炎」について**

「青少年のための初めて学ぶ肝炎」は、ウェブページのアクセス数からも十分に活用されているとは言い難い。同教材は感染症や偏見差別を理解する上でも役立つと考えるので、一層の周知を図られたい。

### **4 肝炎特別授業について**

知って肝炎プロジェクトにおいては各所で肝炎特別授業が開かれているところ、原告団・弁護団においても各種学校で「患者・家族の声を聴く講義」（患者講義）を行ってきている。事前回答で提供された特別授業の資料（事前回答の別紙2～5）は、たとえば、別紙2（小中学生向けの授業）ではクイズ形式が採られており、児童や生徒の興味が継続するように工夫されているなど、参考になった。加えて、原告団・弁護団とタイアップのもと特別授業が実施できれば、互いの知識や経験を共有できるほか、感染症患者の受け取り方、感じ方などを伝えることもできる。もちろん感染症患者・家族ならではの体験談を授業に加えることもでき、聞き手にとってもより有意義な講義になりうる。

そこで、知って肝炎プロジェクトの肝炎特別授業について、以下の点を求める。

- (1) 小中学生向け、高校生向け、大学生向け、一般向けの各段階において、原告団・弁護団とのタイアップした講義・講演を実施されたい。
- (2) 現在の社会状況を踏まえ、対面での講義・講演が難しい場合に備え、原告団・弁護団とタイアップして映像等の教育資材の制作を進められたい。

## **第2 医療関係職種の養成所・養成施設における教育啓発**

### **1 教育ガイドライン及び国家試験出題基準へのB型肝炎被害及びその教訓の明記**

B型肝炎被害及びその教訓（被害拡大の原因と再発防止のための教訓は、「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究班会議」による研究報告書及び「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する検討会による提言」等において指摘されている。）は、医療の安全・適切な感染対策の重要性を理解する上で非常に有意義であり、医療従事者養成機関の全ての学生がこれを学ぶことが必要である。そのためには、B

型肝炎被害及びその教訓を教育すべきことを各職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）の教育ガイドライン（教育内容に関する省令、モデル・コア・カリキュラム等の教育ガイドライン）及び国家試験出題基準に明記することが必要である。

そこで、モデル・コア・カリキュラム及び国家試験出題基準について、以下の取組をなされたい。

### **(1) モデル・コア・カリキュラムについて**

本年度事前質問の第1、3(1)に対する回答において、貴省は、B型肝炎被害及びその教訓を看護学教育、医学部、歯学部、薬学部等のモデル・コア・カリキュラムに盛り込んで欲しいとの当原告団・弁護団の要望を文部科学省に伝えると共に、同要望について必要な協力があれば検討すると回答された。ぜひB型肝炎被害及びその教訓を教育すべきことが各モデル・コア・カリキュラムに明記されるよう、今後、文部科学省において行われる看護学教育、医学部、歯学部、薬学部等のモデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会やモデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会等、検討会へ向けて、当原告団・弁護団とも協力しつつ、文部科学省へ働き掛けを行われたい。

### **(2) 国家試験出題基準について**

B型肝炎被害及びその教訓の理解が各職種（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）の国家試験出題基準の出題範囲に含まれること、および具体的に明記されることは、各養成所・養成機関における教育の実施につながる。これらが実現するよう、文部科学省とも連携しながら、具体的な取組みをなされたい。

（なお、これまで、保健師助産師看護師及び医師の国家試験出題基準について、集団予防接種等における注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染被害が含まれている項目を回答いただいているところであるが、要求項目の回答に際しては、歯科医師及び薬剤師の国家試験出題基準においてこれが含まれている項目についても示された上で、回答をいただきたい。）

## **2 榎本班教育資料の普及・活用**

榎本班教育資料（榎本班研究により作成された教育資料）はB型肝炎教育のために有意義であり、当原告団・弁護団から貴省に対して榎本班教育資料普及のための方策を要望したところ、貴省の取組みの結果、事務連絡の発出に加え、肝炎情報センターのホームページにも掲載されるに至った。わかりやすい形式

で掲載されており、閲覧した者にとっては普及・活用のために効果的なものであると考えられ、当原告団・弁護団としても、同取組みは有意義なものとして評価している。

このように肝炎情報センターのホームページに掲載されたことについて、さらに広く周知できれば、榎本班教育資材はより普及し活用されるようになる。

そこで、榎本班教育資材をまだ認知できていない教育担当者にもさらに普及・活用させていくため、従前から貴省が行ってきた取組みに加えて、肝炎情報センターのホームページに榎本班教育資材が掲載されていることを各種会議等で継続的に周知するなど、幅広い方策をとられたい。

### **3 文部科学省への働きかけ**

文部科学省管轄の医療従事者養成機関においても、B型肝炎被害の教育および偏見差別防止のための教育を充実・徹底させるため、今後も継続して同省への働きかけを行われたい。

## **第3 医療従事者に対する啓発（卒後教育）**

医療の安全及び適切な感染対策のためには、絶え間なく、患者講義の実施を含むB型肝炎被害及びその教訓を学ぶ研修、偏見差別防止の研修を実施することが重要である。これは、基本合意書第5、第1項及び第2項に定める、国・貴省の責務でもあると考える。これを具体化するためには、特に、患者と接している医療従事者に対して、患者の思いや悩みなどの声に直接触れてもらう機会を設けることが重要であると考えます。

また、現在、新型コロナウイルス感染拡大を受け、医療従事者の中には感染症に向き合いながら自ら偏見や差別にも苦しまなければならない状況に置かれる場合もあり、同様の体験をしてきた原告団は、その悩みや苦しみにも共感して話をすることもできる。

平成28年度、貴省が作成した「肝炎情報センター戦略的強化事業」は、肝炎専門医療従事者研修事業等について、肝炎情報センターに委託し、連携拠点病院に再委託するなどして実施するものとしている。また、これらの実施計画及び事業報告は各都道府県から厚生労働省に提出されるが、当該資料は貴省から肝炎情報センターに提供することとされ、肝炎情報センターは、指標の設定内容及び効果等について検証を行い、貴省、都道府県及び拠点病院へ提言等を行うものとさ

れている。以上のことから、B型肝炎被害、偏見差別防止の研修は、貴省が肝炎情報センターに委託や計画提供をすることにより、積極的に実施されるものと考ええる。

そこで、肝炎情報センターに対する事業の委託及び計画提供の中に、B型肝炎ウイルス感染拡大の歴史的事実及びその教訓を内容とする研修の実施並びに当原告団の原告による患者講義の実施を含めたい。

また、肝炎情報センターとの協議においても、肝炎情報センターにおける医療従事者や相談員向けの研修で、上記研修及び患者講義を実施することについて積極的に検討されたい。

以 上